

## 第5節 認知症高齢者を受け入れ可能な施設

認知症高齢者を受け入れ可能な施設は、主に以下の4種の施設である。

高齢者向け住まいの概要

	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③軽費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2第6項
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護すること目的とする施設	入居者を養護し、自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	①入浴、排せつ又は食の介護 ②食事の提供 ③洗濯、掃除等の家事 ④健康管理のいずれかの事業を行う施設	状況把握サービス、生相談サービス等の福祉サービスを提供する住居	入浴、排せつ、食事等介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険	・介護福祉施設サービス	・介護福祉施設サービス	・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス	・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス	・認知症対応型共同生活介護	・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし（営利法人中心）	・限定なし（営利法人中心）	・限定なし（営利法人中心）
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養を受けことが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯者 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	要介護者/要支援者であって認知症である者の認知症の原因となる疾患が急性の状態に在る者を除く。）

### 1. 特別養護老人ホーム（特養）

#### (1) 対象

介護保険法に基づく要介護認定において、(1)要介護3～5と認定された人のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な人。(2)要介護1又は2と認定された方のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある人。

## (2) 費用

施設サービス費用の1割・食費・日常生活費（理美容代等）が自己負担。

## (3) 入所基準

神戸市における入所基準は以下の通り。

### 神戸市特別養護老人ホーム入所指針

#### 1. 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

#### 2. 入所の対象となる者

(1) 入所の対象となる者は、要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

(2) 要介護1又は2と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある者（以下「特例入所申込対象者」という。）とし、以下の事情を考慮する。

① 認知症である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上（P22参照）であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(3) 特例入所申込対象者の要件に該当するか否かについては、別に定める。

#### 3. 入所の申込み

##### (1) 申込方法

入所の申込みは、特別養護老人ホーム入所申込書及び入所調査票に、認定調査票・被保険者証・直近3か月分のサービス利用表及び別表の各写し等を添付して、原則としてケアマネジャーを通じて行うこととする。

なお入所申込者が要介護1又は2である場合は、特例入所申込対象者の要件に該当し、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な理由について、以下の書類にて確認するものとする。

① 特例入所申込についての入所申込者の考えを記載してもらった、入所申込書。

② ケアマネジャーが特例入所申込理由を記載した入所調査票および、その状況がわかる記録。

##### (2) 受付簿の管理

申込書を受付した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

#### 4. 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、検討委員会には第三者（当該法人の評議員等）を加えることが望ましい。

- (3) 検討委員会は、施設長が招集し、原則として毎月 1 回開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調製するとともに、これに基づいて入所の決定を行う。
- (5) 施設は、特例入所申込対象者を入所検討委員会で検討するにあたっては、あらかじめ特例入所申込対象者の要件に該当していることを確認することとする。
- (6) 検討委員会は、審議の内容を議事録として保管しなければならない。

以下省略

### 神戸市の特別養護老人ホーム施設数

神戸市の特別養護老人ホームは、令和 6 年 3 月現在、125 施設、定員 7,595 人である。

	施設数	定員（人）
東灘区	15	849
灘区	10	580
中央区	7	409
兵庫区	10	572
北区	20	1,371
長田区	8	538
須磨区	10	605
垂水区	19	1,137
西区	18	1,514
合計	117	7,575

2024 年 3 月現在 資料：神戸市 H P .

## 2. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

### (1) 概要

認知症対応型共同生活介護は、認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービス。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受ける。（地域密着型サービス）

グループホームでは、1つの共同生活住居に 5～9 人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送る。

### (2) 費用

施設により異なる

### (3) 入居基準

グループホームの入居条件は次の通り。

- ・ 65 歳以上で要支援 2 もしくは要介護 1 以上の方
- ・ 医師から認知症の診断を受けている方
- ・ 施設と同じ地域に住民票がある方



- ・少人数の共同生活に支障のない方

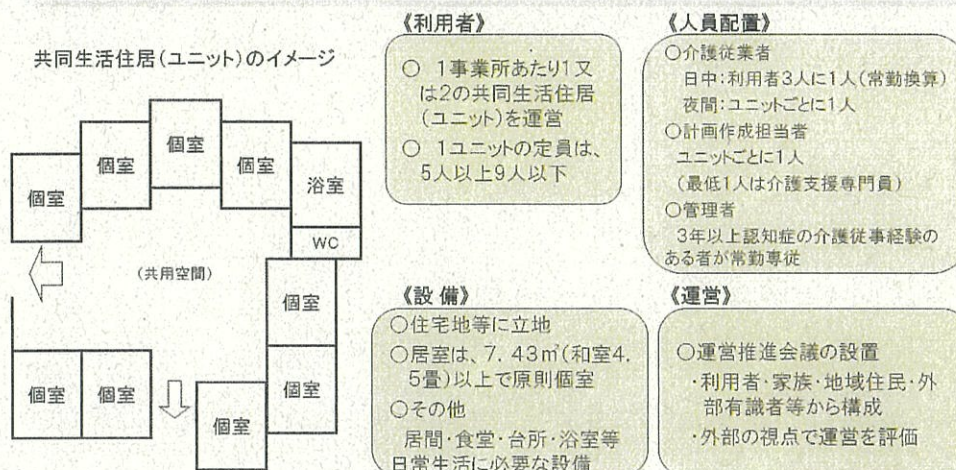
グループホームは認知症の高齢者を対象とした施設のため、入居には医師による診断書が必要である。また、地域住民のために提供される「地域密着型サービス」であることから、グループホームが所在する市区町村に住民票がある人が入居対象者となる。

ただし、施設によっては保証人や身元引受人を求められることがある。

## 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の概要

### (基本的な考え方)

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。



出典:「厚生労働省資料」

## 神戸市の認知症高齢者グループホーム施設数

神戸市の認知症高齢者グループホームは、令和5年4月現在、137施設、312ユニット、定員2,758人である。

	施設数	ユニット	定員(人)
東灘区	10	23	205
灘区	10	23	205
中央区	4	8	69
兵庫区	9	19	171
北区	16	38	321
長田区	15	38	339
須磨区	17	35	306
垂水区	26	57	506
西区	30	71	636
合計	137	312	2,758

2023年(令和5年)4月1日現在 資料:神戸市HP.



### 3. 有料老人ホーム

#### (1) 概要

有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する施設で、老人を入居させ、次のいずれかのサービスを提供する。

- ・入浴、排せつ又は食事の介護
- ・食事の提供
- ・洗濯、掃除等の家事の供与
- ・健康管理の供与

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設</li> <li>・介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設</li> <li>・介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設</li> <li>・介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない</li> </ul>

#### (2) 費用

施設により異なる

#### (3) 入居基準

老人。その他の条件は、施設により異なる。

### 4. サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

#### (1) 概要

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいで、平成 23 年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された登録制度。

#### (2) 登録基準

##### ア. 規模・設備

- ・各専用部分の床面積は、原則 25 m<sup>2</sup>以上（ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は 18 m<sup>2</sup>以上）
- ・各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること（ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可）



- ・バリアフリー構造であること

イ. 見守りサービス

安否確認サービスと生活相談サービスが必須の見守りサービス。ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、これらのサービスを提供する。

(3) 入居基準

次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯

- ・60歳以上の者
- ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者

その他の条件は、施設により異なる。

(4) 「サービス付き高齢者向け住宅」と「有料老人ホーム」との制度の関係

サービス付き高齢者向け住宅において、必須の見守りサービスの他に、老人福祉法に基づく有料老人ホームの要件になっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当する。(事業者の希望の有無にかかわらず、これらの①～④のどれか1つでも実施していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象にもなる。)



出典：厚生労働省資料



## 第6節 他都市等における成年後見制度等に係る取組事例

### 1. 明石市

#### (1) 明石市認知症あんしんまちづくり条例（令和4年3月30日施行）

明石市では、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するために、認知症施策の指針となる条例を制定している。

この条例において、成年後見制度の利用促進等として、「第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人（成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者として家庭裁判所が選任するものをいう。）の養成を行うものとする。」と規定している。

#### 明石市認知症あんしんまちづくり条例

##### 第1章 総則

###### (目的)

第1条 この条例は、認知症の人等を社会全体で支え合うことが高齢社会における課題であり、共生社会の実現に資することを鑑み、認知症の人等に対する支援を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念を定め、明石市（以下「市」という。）の責務等を明らかにし、及び基本的施策その他の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

###### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。

(2) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。

(3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

(5) 地域組織 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。

(6) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関（地域組織を除く。）をいう。

###### (基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

(1) 認知症の人等の意思決定に係る支援が適切に行われるとともに、認知症の人等の自発的意思が尊重され、その尊厳が重んぜられること。

(2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等が必要な支援を受けることができる支援体制の実現を目指すこと。

(3) 認知症に関する正しい知識及び理解を深め、各々の役割及び責務を認識し、相互に連携し支え合う地域社会の実現を目指すこと。

##### 第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割

###### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

(1) 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析、提供及び研究

(2) 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策(3) 認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援（認知症の人等の役割）

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備及び認知症の人等の就労の継続のために必要な配慮を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の生活の状況の見守りその他の支援を行うとともに、認知症の予防に関する活動、認知症の人等及び地域住民が相互に交流を図ることができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を向上させ、並びに認知症の人等に適切なサービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

### 第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等を支援するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

3 市は、認知症サポーター（国が定める認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識を持って地域又は職域で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。）の養成を推進するものとする。

4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、関係機関等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症の疑いのある人に早期に気づき、及び認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、認知症に関する相談を行った者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、明石市地域総合支援センター条例（平成29年条例第21号）に規定する地域総合支援センターを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 認知症の人等に対して適時に、適切な支援を実施するための医療及び介護の連携体制並びに施設の整備

(2) 認知症の人が行方不明となることを未然に防止するための、関係機関等と連携した地域における見守り体制の整備

(3) 認知症の人が安心して自立した生活を営むための、認知症の人の就労の継続等のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援



(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施するものとする。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人(成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者として家庭裁判所が選任するものをいう。)の養成を行うものとする。

(関係機関等との連携及び情報共有)

第15条 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化を行うものとする。

(非常時等の対応)

第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人等の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

出典：明石市資料

## (2) 認知症あんしんプロジェクト

認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、継続的な支援のきっかけとして、認知症サポート給付金(20,000円)を支給するとともに、「あかしオレンジ手帳」(認知症の支援方法や相談機関、支援サービスなどの各種情報を掲載した手帳)と3つの無料券「あんしんチケット」(①あかしオレンジ弁当券(20回分)、②寄り添い支援サービス券(10回分)、③お試しショートステイ券(1回分))を給付している。

### 認知症にやさしいまち明石

- 在宅の認知症の人に2万円の認知症サポート給付金を支給します  
認知症の方や家族が安心して暮らせるよう、継続的な支援のきっかけとして、認知症サポート給付金を支給します。

#### 申請できる人は

医療機関で認知症と診断を受けていて、在宅(自宅)で生活している方  
※施設入所(グループホームやサービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム等)の方は給付対象になりません

#### 申請方法について

- ①対象者の方は、高齢者総合支援室までご連絡ください。申請書一式をお送りします。
- ②かかりつけ医に、申請書に同封する「認知症診断に係る意思意見書」を持参し、医師に診断結果等の記入を受けてください。  
※医師意見書の文書料はいったんご自身でお支払いください。  
※診療内容明細書と領収書を必ず受領・保管してください。(認知症サポート給付金の支給決定後の振込時にあわせて文書料(上限2,500円まで)もお振込みいたします。)
- ③申請書に必要事項(認知症診断の時期・入金口座内容等)を記入してください。



※同封する記入例を確認の上、記入してください。

- ④ 1) 申請書 2) 医師意見書 3) 診療内容明細書と領収書のコピーを合せて同封し、返信用封筒(切手不要)にて提出してください。

【申請書の送付依頼・お問い合わせはこちらへ】

明石市 高齢者総合支援室 高年福祉担当 高年福祉係

TEL: 078-918-5288 FAX: 078-918-5106

さらに、認知症の方に「あかしオレンジ手帳」と3つの無料券「あんしんチケット」をお届けします。

申請は不要です。2万円の認知症サポート給付金(表面)を受給した方にお送りします。



#### あかしオレンジ手帳

→認知症の支援方法や相談機関、支援サービスなどの各種情報を掲載した手帳



#### 3つの無料券「あんしんチケット」

①あかしオレンジ弁当券(20回分)

→本人と介護者の2人分の宅配弁当を無料で利用できます。

②寄り添い支援サービス券(10回分)

→見守り・話し相手・外出時の付き添いなどのサービスが無料で利用できます。

③お試しショートステイ券(1回分)

→1泊2日(食事代は自己負担)のショートステイが無料で利用できます。

みんなであんしんプロジェクト

安心 支える 寄り添う

認知症

SDGs未来安心都市 明石市

いつまでも、すべての人に やさしいまちを みんなで

出典：明石市資料



## 2. 山形市

資料：「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」（令和現年度、厚生労働省）

### （1）山形市成年後見センター

山形市社協では 2006 年に法人後見事業を開始、社協が成年後見利用に関する多くの相談を受けるなかで、相談受付から利用に至るまでの一貫した仕組みがないことや受任調整が課題として見えたことから、これを踏まえて行政へ提言、2011年に市からの受託で成年後見センター開設した。

成年後見制度に関する取組の状況－「成年後見推進協議会」の組織化－

○山形市成年後見センター（山形市社会福祉協議会が運営）

成年後見制度を利用する際に、相談から制度利用までの一貫した支援体制がないことや、申立てから成年後見人の選任までに時間を要する等の課題があった。

このため、市として、これらの課題解決を図ることを目的に、平成 25 年 5 月に開設。（山形市社会福祉協議会への業務委託）

《センターの機能》

- ①制度利用に関する相談
- ②相談ケースへの対応
- ③申立て手続きの支援
- ④後見人受任者調整
- ⑤後見人に対する支援
- ⑥広報・普及活動
- ⑦市民後見人養成講座の開催 等

※平成 30 年度予算：業務委託費 14,025 千円（職員 2 名分）

（長寿支援課－12,342 千円、障がい福祉課－1,683 千円）

出典：厚生労働省資料

### （2）「ケース方針調整会議」における後見人の受任調整

山形市成年後見センターでは、後見人の受任調整として、「ケース会議」（定例、月 2 回）と「ケース方針調整会議」（定例、月 1 回）で行っている。

「ケース会議」は高齢・障害担当の行政職員とセンター担当者による会議で、「ケース方針調整会議」に提案する内容を検討する。「ケース方針調整会議」では、弁護士会・司法書士会・社会福祉士の委員と市社協で受任機関の調整を行う。市長申立が必要と思われる事案はこの会議で検討され、受任者調整が行われるため、後見人が選任されるまでに時間がかかるという課題について、改善された。

また、「ケース方針調整会議」で検討された候補者について、市民後見人の選任事案も含め、家庭裁判所はケース方針調整会議の内諾者を加味して後見人等を選任しており、連携を図りながら進めることができている。

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1) ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2) ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ばあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが参画しています。

	1125	1126	1127	1128	1129	1130	R1	R2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	73	56	51	43	44	30	24	38	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6			35
ケース方針調整会議	67	44	52	46	44	30	26	39	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6			35
リレーケース	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1			2
調整保留	3	3	3	2	1	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1			4
市長申し立て件数	59	42	42	44	37	32	26	34	7	1	2	2	4	0	6	4	4	0			30

R2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	1	3	5	3	3	7	1	2	2	4	2	5	38
ケース方針調整会議	1	3	5	3	3	8	1	2	2	4	2	5	39
リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
調整保留	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
市長申し立て件数	2	1	5	4	2	2	7	2	3	2	2	2	34

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	31
障がい者	4
合計	35

類型別	件数
後見	30
保佐	5
補助	0
未定	0
合計	35

受任調整先	件数
県弁護士会	4
リーガル	4
ばあとなあ	5
市社協	16
市民後見人	3
保留	4
合計	36

市長申立状況  
(令和4年1月31日現在)  
29件(長寿支援課)  
1件(障がい福祉課)

※県弁護士会と市社協による複数後見となったケースがあるため、類型別が35件、受任調整先が36件となっている。

出典：「山形市成年後見推進協議会 令和4年2月21日会議資料」



### 3. 豊田市

豊田市では、これまで意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。

一方で、身寄りを頼ることのできない市民などの権利擁護支援に関する課題は増大・多様化しており、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難となっている。併せて、本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じていた。

そこで、厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に参加し、以下の事業を実施した。

#### 【参考資料】

#### 持続可能な権利擁護支援モデル事業実施要領

##### 1 目的

本事業は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施することを目的とする。

##### 2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

##### 3 事業内容

総合的な権利擁護支援策の充実に向け、新たな連携・協力体制の構築により、権利擁護支援が必要な方への生活支援・意思決定支援の検討を行うため、以下の3つのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、本人とサービス提供事業者との利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法にとらわれない持続可能な権利擁護支援のしくみづくりを行う。

- (1) 地域連携ネットワークにおいて、社会福祉法人や NPO 法人、当事者等の団体、金融機関等の民間事業者が、法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する取組
- (2) 本人への意思決定支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人等への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組
- (3) 寄付等の活用により地域住民や企業等が権利擁護支援に参画する取組や、虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見の実施を行う取組

##### 4 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、令和3年度に厚生労働省が実施した「成年後見制度利用促進現状調査等事業」の報告書を適宜参照すること。
- (2) 本事業でしくみづくりを行うに当たっては、当事者や当事者団体の意見を反映できるように留意すること。
- (3) 本事業の実施において、個別事案の支援を行う場合は、モデル事業で支援する本人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関に個人情報の共有があり得る旨を説明した上で、本人の同意を得ておくものとする。また、個人情報が特定されない範囲内で、モデル事業の成果等として支援の内容を公表することがあり得ることも同意を得ておくこと。
- (4) 本事業の実施状況について、必要に応じて、取組概要等を示す軽微な資料作成などの報告を求めることがあるため、適宜対応すること。

豊田市における成年後見制度以外の新たな支援策の検討体制について

- 豊田市では、新たな権利擁護支援策を検討するため、日本意思決定支援ネットワーク及び日本財団とのプロジェクトを立ち上げるとともに、豊田市民や豊田市成年後見・法福連携推進協議会の身寄りのない方への支援の在り方部会のメンバー等が同プロジェクトの検討に参加して、地域の関係者が連携して仕組みづくりを進めている。

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト 全体員会

- ①研修ワーキンググループ ②アドボケイトワーキンググループ ③評価ワーキンググループ

○豊田市民

- ①障がい者の親・親族後見人
- ②障がい当事者 NPO 法人（ピアサポートや障害福祉サービスを実施）
- ③市民後見人養成講座修了生（精神障がい系の団体も運営）

○豊田市内福祉関係者

- ①介護保険・障がい福祉サービス事業所（認知症の方が参加できる地域づくりの取組なども実施）
- ②高齢者関係社会福祉法人（特別養護老人ホームや地域包括支援センターなどを運営）
- ③障がい者関係社会福祉法人（障がい者入所施設や障がい者相談支援事業所などを運営）

○豊田市内・愛知県内司法関係者（弁護士）

○学識者

○豊田市成年後見支援センター（豊田市社会福祉協議会）

○豊田市・日本意思決定支援ネットワーク・日本財団

出典：「豊田市資料」



## 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォローワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

出典：「豊田市資料」



## 豊田市地域生活意思決定支援事業で活躍する各主体について（役割等）

以下の全てに該当する豊田市（豊田市が援護の実施者となる場合を含む）

- ・精神上の理由又は社会的障壁により、意思決定および金銭管理等に支援が必要。
- ・当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難。
- ・支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用している。

本人が生活基盤

サービス事業者が既に提供する介護保険等のサービスを利用していない場合は原則として日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助)の利用から始める

※介護保険等のサービス利用をしている場合、サービス利用契約による内容や効果を理解して契約を締結し、同サービスを受領しているものと推定できる。該当サービスの延長線上にある契約（日常的な範囲で必要となる金銭管理等）についても、丁寧な説明を前提として、本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解される。

事業の 建付	豊田市地域生活意思決定支援事業			
	豊田市意思決定フォロー推進事業		豊田市生活基盤サービス事業	
主体	意思決定フォロー (意思決定支援者)	権利擁護支援委員会		生活基盤サービス事業者
対象・ 参画者	・豊田市が委嘱した市民 ※当面は、とよた市民 国兼任養成講座修了 生を想定(今後は、 寄与等を活用したフ ォロワーの養成講座 も予定)。	【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・ 障がい系支援者、弁護士 【意思決定支援担 当専門員】 ・当面は、後見監 督等、当事者支 援活動の実務経 験等のある者を 想定	【金銭管理監督担 当専門員】 ・当面は、後見監 督人等の実務経 験のある弁 護士、司法書士	・豊田市の指定を受けた介 護保険サービス又は障 がい福祉サービス事 業者
本人と の関係 性の担 保	・要綱に基づく豊田市 からの派遣	・豊田市が設置し た同委員会から の派遣	・生活基盤サー ビス契約書内に定 期的な監督を想 定(担当専門員は 合議体にて選定)	・豊田市が定める契約書及 び重要事項説明書によ る契約
役割等	・定期的な訪問(月2 回程度) ・本人らしい生活の基 盤となる本人の意思 決定の後押し(お金 の使い道と一緒に検 討、預貯金の引き出 し同行などを含む)	【合議体】 ・毎月定例協議(活動等の確認、金銭管 理監督担当専門員の選定など) ・本人にとって重要な意思決定・契約等 を行う際の対応の助言 【意思決定支援担 当専門員】 ・本人の意思と支 援者との相違・ 支援の疑義が生 じた際の対応	【金銭管理監督担 当専門員】 ・四半期ごとの金 銭管理の状況確 認	・本人が行う金銭管理や各 種支払いに対する見守 り・助言 ・日常生活に必要な範囲で の金銭について、一時的 な預かり(預貯金口座の 管理を含む)と本人への 受け渡し ・福祉さーびしの利用料や 医療・入院費、税金、社 会保険料、公共料金、日 用品などの支払いと関 連する手続き
事業運 用に必 要とな る費用 等 在宅利 用者負 担の目 安 (生保等) 1,700円/ 月 (一般所 得) 8,700円/ 月	3,000円/月 ※一般所得層の場合 【本人負担】2,500円 【公費負担】500円 生保・非課税の場合は 負担割合を反転 3,000円=豊田市社協 の日常生活自立支援事 業の利用料(1,200円/ 円)×2回+公費 生活保護ワーカーのモ ラルハザードを防止す る観点も加味しながら 持続可能性の観点か ら、応益負担の考え 方を取り入れた	※権利擁護支援委 員会の合議体や 意思決定支援担 当の専門員に係 る費用(謝金等) は豊田市が体制 として整える。 ※本事業は福祉的 な範囲であるも の、市民が自 らの生活を意思 決定できる環 境づくりは行政 が整えるべき下 地と考えるため。	8,000円/月 【本人負担】 原則1割負担 【公費負担】 本人負担の差額 8,000円=東京家 裁の貢献報酬目安 (20,000円)の1/2 を少し下回る設定	4,000円/月※在宅・一般所 得層の場合 【本人負担】原則1割負担 【公費負担】本人負担の差 額 4,000円=豊田市内社会福 祉法人が任意で実施して いる金銭預かり事業での 平均月額利用料2,300円を 少し上回る設定
			日常生活に必要な範囲の金銭管理は、誰しもが リスクを抱える可能性があることから、必要な 費用を分担する考え方が適当と考え、介護保険 と同様の負担設定にした	

出典：「豊田市資料」

豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について

(令和5年1月中旬時点)

	高齢者である A さんのケース	障がいのある B さんのケース
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70代女性（要介護4、認知症）。</li> <li>・特別養護老人ホームに入所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50代女性（知的障がい、療育手帳あり）。</li> <li>・市内のアパートで1人暮らし（現在は、グループホームのサテライト設定。数か月後に自立生活援助に移行予定）。</li> <li>・市内の民間企業で清掃業務などに従事。</li> </ul>
意思決定フォロー	とよた市民後見受任者	とよた市民後見人養成講座修了生
意思決定フォローの活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回、施設に訪問して、1時間程度お話ししている。</li> <li>・訪問を通じて、「佃煮を買いたい、施設では対応してくれない」というお金の使い道に関する確認を確認。</li> <li>・「コロナの濃厚接触により隔離されて嫌だった」といった話なども通じて、信頼関係の構築に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回、ご自宅に訪問して、1時間程度お話ししている。</li> <li>・その他、買い物やイベントの同行も実施。</li> <li>・訪問を通じて、「イルミネーション観にいった楽しかった」という選好に関することや、「買い物の際、お金の勘定にとまどっていると、店員によっては嫌な顔をされるので行きづらい」といった生活の不安も確認できた。</li> </ul>
生活基盤サービス事業者	社会福祉法人 C ＜介護保険サービス事業者（特別養護老人ホーム）＞	社会福祉法人 D ＜障がい福祉サービス事業者（共同生活援助）＞
生活基盤サービス事業者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。</li> <li>・元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるよう調整。</li> <li>・施設利用料等は自動引き落とし設定しているため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。</li> <li>・通帳と印鑑を法人で管理。</li> <li>・本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。</li> <li>・上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。</li> <li>・サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。</li> <li>・本人が現金管理。事業者が残金状況をチェック。</li> </ul>
権利擁護支援専門員（金銭管理担当）	豊田市内の司法書士（リーガルサポート所属）	豊田市内の弁護士（愛知県弁護士会所属）

取組の振り返りと今後の課題について

取組の振り返りからの気づき（R5.1月時点）

○豊田市地域生活意思決定支援事業での施行は、数か月の期間及び2つのモデルケースと極めて限定的な実践ではあるが、その振り返りを経て、豊田市のスキームから現時点における考察は以下のとおり。

・認知症や障がいなど医学的な病状等ではなく、本人が望む生活の実現や抱える課題の解決（ニーズ）を捉えることで、本人が利用の意義を感じられる支援策に成熟させることが可能になるのではないかと。

→本事業は、医学的な病状等を基軸にするのではなく、本人のニーズを基軸としている。このような事業を成立できれば、必要性や補充性の検討が進められている成年後見制度と相まって、真に本人のための施策にできると考えられる。



- ・本人の金銭管理等の受容や支援の見通しが立っている事案、特定の課題解決後の事案、取引の安定性に特段の考慮の必要性が少ない事案について、有効になり得るのではないか。
  - フォロワーとしての一般市民の参画や、既存のサービス利用を前提にしたスキームとしているため、支援体制が整っていたり、その見込があるケース、また主な支払先が行政・公共・福祉であるケース等で利用しやすいと考えられる。
- ・認知症高齢者数の増加や知的障がい者の親亡き後などの権利擁護支援ニーズへの対応策の1つになり得るのではないか。
  - 介護保険又は障がい福祉サービス事業者が既存のサービスに付随する支援として金銭管理等を実施するスキームであるため、特に福祉的サービスを利用する可能性が高い認知症や知的障がいのある市民が抱える課題解決に資する支援策としての位置付けが可能になると考えられる。
- ・都市部・地方中心市での権利擁護支援ニーズへの対応策の1つになり得るのではないか。
  - ①総人口や介護保険又は障がい福祉サービス事業者として参入している法人が多い、②金銭管理監督が可能な専門職が一定数が存在する、③社会福祉協議会が一定の体制を確保できる、と想定される都市部や地方中心市での支援策として成立できるスキームと考えられる。

今後の課題として整理や検討が必要と感じる事項

<意思決定支援関係>

- 意思決定フォロワーの育成体制・仕組みの確立（公的財源と寄付等の活用）
- 意思決定支援を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 代行と代行決定（必要に応じて代理も）の用語整理

<金銭管理関係>

- 医療・金融など他業種の事業者の参画（ex.福祉サービスを利用しなくなる長期入院の方を支える事業者）
- 日常的な金銭管理（監督を含む）の範囲・方法の確立
- 金銭管理監督を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 本人が金融機関の窓口で事業者と一緒にいけない場合の対応と金融機関の理解（若しくは金融機関が抱える懸案事項の解消）

<事業・制度設計関係>

- 金銭管理の内容（日常的な金銭管理、高額な財産管理、不動産等の売却等法律行為を含むもの）による事業・制度の役割分担と運営財源の見通し
- 日常生活自立支援事業との関係性（支援対象や地理的条件の観点を含む）の整理
- 物事の判断に不安を抱える方の意思能力の捉え方（使いやすい事業・制度との兼ね合い）
- 意思決定フォロワー推進事業と生活基盤サービス事業を分離できる条件整理（ex.家族がいる場合）
- 社会福祉第106条の3に基づく包括的な支援体制づくりにおける位置づけ
- 本事業の利用者のうち身寄りを頼れない方の死後事務における対応

出典：「豊田市資料」

## 4. 福島県

資料：「市町村長申立マニュアル」（第3版）（令和3年6月、福島県保健福祉部）

福島県では、成年後見制度の市町村長申立を円滑に行えるよう「市町村長申立マニュアル」（第3版）（令和3年6月、福島県保健福祉部）を作成している。概要は以下の通り。

### 「市町村長申立マニュアル」（第3版）（令和3年6月、福島県保健福祉部）

（抜粋）

#### 1 市町村長申立てとは

##### （1）市町村長申立ての根拠法令

市町村長は、65歳以上の高齢者又は知的障がい者、精神障がい者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

##### 【市町村長申立にかかる根拠法令】

- ・老人福祉法（第32条）
- ・知的障害者福祉法（第28条）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第51条11項2号）

この「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働きますので、市町村長が申立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務といっても過言ではありません。

##### 【虐待防止に係る根拠法令】

- ・高齢者虐待防止法（第28条）
- ・障害者虐待防止法（第44条）

##### 【成年後見制度利用支援事業に係る法令】

- ・地域支援事業：介護保険法（第115条の45）
- ・地域生活支援事業：障害者総合支援法（第77条）

##### ※市町村長申立てを行う例

2親等以内の親族の有無を確認し、無い場合、又は、有る場合でも支援しない場合を、市町村長が申し立てを行う例とされています。

##### （2）整備すべき要綱

###### ①市町村長申立てに関する要綱

成年後見制度の市町村長申立てが必要になったときに、迅速かつ適切に対応できるように、加えてケースごとに判断や手続きにぶれが生じないようにするために、申立てに関する要綱を作成すると良いです。（モデル要綱→P.54参照）

###### ②成年後見制度利用支援事業実施に関する要綱

成年後見制度利用支援事業を活用して、申立費用や成年後見人等への報酬等の助成を行う場合は、助成の対象者や費用、申請方法等を明確にした成年後見制度利用支援事業に関する要綱を作成すると良いです。(モデル要綱→P. 56 参照)

### (3) 市町村長による後見等の開始の申立て手続きが必要とされる理由

#### ①措置から契約へ

従来、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方には、市町村が「措置」(＝行政処分)により、当事者の意向を確認することなく、行政の一方的な決定(指示)によって、事業者に依頼をしてその方に対して必要な介護サービス、障害福祉サービス等を提供していました。

これに対し、介護保険法・障害自立支援法(障害者総合支援法)の施行後は、介護サービス、障害福祉サービス等の提供は、「措置から契約へ」と移行し、介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方は、原則として、自らの意思に基づき、事業者との間で役務の提供を受ける(＝サービスを「買う」)ために必要となる契約を締結してその契約によって発生する権利の行使の効果として、介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けることとなりました。

#### ②契約社会における成年後見制度の必要性

現実には、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方は、介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けるために必要となる契約を自ら締結すること自体が困難です。

そのような方が契約を締結するために利用することが想定されているのが、「判断能力が不十分なため契約などの法律行為をすることが困難である人を保護し支援するための仕組み」である「成年後見制度」です。

新しい成年後見制度は、介護保険制度と時を同じくして平成12年4月にその利用が開始されたのですが、それは、判断能力が不十分な人が介護保険制度を利用するためには、どうしても新しい成年後見制度が必要となると考えられたからです。

成年後見制度を利用することにより、判断能力が不十分な人には成年後見人等が選任され、その成年後見人には財産管理権、代理権等の権限が付与されるので、判断能力が不十分な人の代理人として選任された成年後見人等は、判断能力が不十分な人に代わってその人の財産を管理し、その人のために(代理人として)契約を締結したり取り消したりすることが法的に認められるようになります。

#### ③成年後見制度の利用は申立てに基づく(公権力の職権では後見等は開始されない)

判断能力が不十分な人も、成年後見制度を利用することによって、契約社会の中で、自らの財産その他の権利を守り、必要なサービス(介護サービス、障害福祉サービス等)を受けることができるのですが、もともと、成年後見制度(従来の禁治産・準禁治産宣告の制度)は、「家の財産」を守るための制度であったこと(歴史的な経緯)、また、成年後見制度の利用者は、一定の範囲で契約



の締結能力（行為能力）が制限される等、利用者に不利益が生じる余地もあることから、公権力（行政又は司法）による過度の関与を予定しておらず、当事者、すなわち本人又はその家族（配偶者又は4親等内の親族）の申立てがあった場合に限り、裁判所（のみ）が後見等の開始（成年後見人等の選任）を決定することができるものとされています。

現在の日本の法律では、成年後見制度を必要としている人の存在が明らかであっても（目の前に成年後見制度を必要としている人が放置されていても）、裁判所以外の行政機関等が後見等の開始の決定をすることはできませんし、裁判所も、当事者（本人又はその家族）の申立てがない限り、後見等の開始の審判をすることができません。したがって、後見等の開始の審判の申立てをするのに必要な判断能力を有しておらず、しかも身寄りのない人は、そのままでは成年後見制度を利用することさえできず、必要な介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けることもできないことになってしまいます。

#### ④市町村長申立ての必要性

このような結果を回避するのが「老人福祉法」、「知的障害者福祉法」又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定による成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」です。

「措置」の時代には、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方を（民生委員等を通じて）行政が発見したときは、行政は、「措置」により、その人に対して必要な介護サービス、障害福祉サービス等を提供する責務を負っていました。

現在、介護サービス、障害福祉サービスの提供・利用は、原則として「措置から契約へ」と転換していますが、成年後見制度を必要としている人が存在しており（行政がそのような人の存在を把握し）、その人が成年後見制度を利用することができない状態にある（後見等の開始の審判の申立てをするのに必要な判断能力を有しておらず、しかも身寄りがない）のであれば、基本に立ち返り、行政は、その最低限の責務として、（ア）やむを得ない事由による措置を採ることによって、その人に必要とされる介護サービス、障害福祉サービス等を提供するか、又は（イ）成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」をする必要があります（緊急を要しない場合であれば、（イ）のみで足りりますが、緊急を要する場合には、（イ）の手續と並行して審判前の保全処分の申立てをし、その前提として（ア）の手續も併用する必要があります。）。

判断能力が不十分な人が家族から虐待を受けているような場合には、成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」は義務であるともいえますし、その他本人の保護が要請される場合、特に緊急を要するときには、「市町村長申立て」を躊躇すべきではありません。

## 2 市町村申立ての実務

<p>調査・検討・決定</p> <p>約2から3か月</p>	<p>(1) 後見ニーズ(対象者)の発見 訪問介護員や介護支援専門員、社会福祉協議会職員、民生委員、家族などからの報告、連絡、相談、要請により、情報が入る。</p> <p>(2) ケース検討会議の開催 市町村は寄せられた情報の事実確認を行うと共に、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て(本人・親族・市町村長による申立て)などの支援策について検討する。</p> <p>(3) 本人調査 本人の心身・日常生活の状況・資産状況(わかる範囲)等を把握。</p> <p>(4) 親族調査 2親等以内の親族(他の申立権者)を確認するため戸籍謄本、附票などを取り寄せる。親族がいる場合→2親等以内の親族に申立ての意思を確認し、申立て意思がある、または既に4親等以内で申立を行う予定の者が明らかかな場合は、その者に申立てに関する支援を行う。※但し、2親等以内の親族がいるが「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないものとして扱う。 親族がいない場合→(5)へ進む</p> <p>(5) 成年後見登記事項の確認 福島地方法務局(窓口請求)又は東京法務局(郵送請求)へ、成年後見等の登記の有無について確認する。 登記ありの場合→成年後見人等に対応を依頼する。 登記なしの場合→(6)へ進む</p> <p>(6) 診断書の作成依頼、申立て類型の検討 診断書(家庭裁判所の指定様式)の作成を医師に依頼します。意思是精神科医が望ましいですが、本人の状況をよく分かっているかかりつけ医でもよい。 医師の作成に診断書等を参考に、申立ての類型(後見・保佐・補助)を検討する。</p> <p>(7) 成年後見人等候補者の検討 特別な事情等がある場合は、その後の手続き等を円滑に行うため候補者を検討する。</p>
<p>申立準備</p> <p>約1か月</p>	<p>(8) 市町村長申立て要否の検討・決定 市町村長申立ての要否について、検討会議(審査会)を開催して最終的に判断する。</p> <p>(9) 申し立て書類の作成等 申立てに必要な書類(申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など)を作成する。</p>
<p>家裁の審判</p> <p>原則1から2か月</p>	<p>(10) 家庭裁判所への申立て 本人の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てる。 申立費用(収入印紙、登記印紙、郵便切手及び鑑定費用)を予納する。 ※緊急を要する場合には、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。</p> <p>(11) 審理 調査官による調査(本人、支援者、後見人候補者らも可能な限り同席) 医師による鑑定(必要な場合のみ)</p> <p>(12) 審判の確定 審判所が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ、後見等開始審判の法的効力が確定する。 家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登記するよう依頼。</p>
<p>後見等開始</p>	<p>(13) 後見等の開始 ○申立費用について 本人負担の審判が出ている場合→本人へ求償する(成年被後見人等宛てに納付書を送付) 本人負担の審判が出ていない場合→「成年後見制度利用促進支援事業」の対象となる可能性が高いため、同制度の案内を行い、成年後見人等から申し込みに基づき助成手続きを行う。 ほか、成年後見人等への引継を行う、必要に応じて市町村の主権による、関係者を集めたケース会議を行う など</p>

出典：「福島県資料」

## (1) 後見ニーズ（対象者）の発見

### ①相談受付

市町村長による申立て事務は、支援者や関係者・関係団体などさまざまなところからの発見・相談・要請を受けて、情報を把握することから始まります。

- ・高齢福祉担当→主に地域から孤立した認知症高齢者や虐待事例に関する高齢者など
- ・障がい福祉担当→身寄りの無い知的・精神障がい者や虐待事例に関する障がい者など

○成年後見制度の対象となりうる方（対象者）として、以下のような方が考えられます。

- 本人の判断能力が不十分であり、かつ、
- ・預貯金の払い出しや解約、保険金の受け取りができない
  - ・商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
  - ・公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金等を滞納している
  - ・管理すべき財産が多額（おおよそ1,000万円以上）である
  - ・悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある
  - ・家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある
  - ・家族や親族、知人等から身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト等を受けている、又はその疑いがある
  - ・診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約が進まない
  - ・遺産分割協議などの相続手続きができない
  - ・不動産の処分（売却、賃貸、抵当権設定等）の必要がある
  - ・本人に身寄りがない、又は身寄りがいっても疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である など

### 【想定される関係機関】

- ・親族、隣人、知人、民生委員
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護福祉サービス事業者、地域生活支援センター、障害者虐待防止センター、指定相談支援事業所、精神保健福祉センター、医療機関、金融機関、警察
- ・当事者団体 など

### ②成年後見人等に期待することを整理する

どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。

関係機関等から申立ての要請があった場合、まず成年後見制度の利用が必要とされている理由を聞き取り整理します。

その上で、本人のニーズが、成年後見人等が選任されることによって解決されるかをアセスメントします。

成年後見人等に期待することが整理されていると、候補者に依頼する際もス



ムーズになるメリットがあります。

チェック

- 本人の生活上・財産上の課題はないか
- 成年後見制度を利用することで何が解決するか
- 成年後見制度以外の解決方法はあるか
- 成年後見制度以外に必要な支援はないか
- 緊急性の有無 →やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

③成年後見人等ができないことを確認する

成年後見人等ができないことについて正確な知識を把握する必要があります。

**【参考資料】**

成年後見人等ができない行為

①事実行為

食事や排泄等の介助や清掃、病院等への付き添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人の事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、訪問介護員などの専門職にゆだねることになります。

②身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払をし、「身上保護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。なお、親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

③医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療的行為に対する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

④一身専属的な権利の代理行為

結婚、離婚、養子縁組、離縁などは、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってのみなされるべきであるとされており、成年後見人等といえども権限としては与えられていません。

「成年後見人等と保証人」

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手續行為の代理と同じく、成年後見人等は被後見人等の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。

保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると成年後見人等と成年被後見人等とが利害対立してしまうからです。

成年後見人等に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人等は、施設や病院へ成年後見人等の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

支援者や関係者の間で、成年後見人等の職務の誤解があると、後のち成年後見人等とのトラブルになりかねません。支援者・関係者には正確な知識と共通認識が必要です。

④本人への説明

成年後見制度は、本人の権利や財産を守ることが出来る制度ですが、一方で権利を制限する側面を持っています。

そのため、本人の権利擁護の観点から、原則として成年後見人等の役割やその必要性、あるいは制度利用にかかる費用、欠格条項等法定後見制度について本人に説明する必要があります。

また、保佐や補助類型の方は、申立てや代理権、同意・取消権の設定の際に本人同意が必要となる場合がありますので、本人自身がある程度制度を理解し、制度利用に納得していただくことが必要です。

## (2) ケース検討会議の開催

市町村が後見ニーズを把握したら、本人の状況確認等のため市町村担当部署の主催によるケース検討会議を開催します。

なお、ケース検討会議は担当課職員と対象者に関与している機関・団体等の実務レベルの担当者で構成しますが、今後の支援内容によっては新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。

### 【ケース検討会議での確認・検討事項】

- ・ 当面の福祉的対応の在り方
- ・ 市町村長申立ての実施を含めた成年後見制度利用の必要性
- ・ 日常生活自立支援事業など他制度利用の必要性
- ・ 必要な情報収集を図るための役割分担 など

また、虐待などの緊急な対応が必要な場合は、「やむを得ない事由による措置」を発動し、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保を図る必要があります。(必要に応じて、措置後、市町村長申立てを行います。)

### 【モデル要綱1】市(町村)長申立てに関するモデル要綱

#### 〇〇市(町村)成年後見制度における市(町村)長申立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「高齢者等」という。)の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号第28条)及び精神保健および精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により、後見、保佐又は補助(以下「成年後見等」という。)開始等の審判の市(町村)長申立て(以下「市(町村)申立て」という。)につき必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市(町村)長申立ての対象者(以下「本人」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものであって、親族等による成年後見等開始等の審判申立てが見込まれない高齢者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市(町村)に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者

イ 本市(町村)が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により保険者となっている者

ウ 本市(町村)が法令の規定により援護を行っている者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者

イ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者

ウ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者  
工 配偶者及び2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者  
オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市（町村）長が判断する者  
（申立ての種類）

第3条 市（町村）長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
  - (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
  - (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判
  - (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
  - (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
  - (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
  - (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
- （調査及び決定）

第4条 市（町村）長は、市（町村）長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市（町村）長は、前項の調査を行うため、本人の診断書等必要な書類を徴収するものとする。

（申立ての手続き）

第5条 市（町村）長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、本人に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（申立てに係る費用負担）

第6条 市（町村）長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

（申立てに係る費用求償）

第7条 市（町村）長は市（町村）長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が選任されたときは、審判に要した費用（鑑定費用を含む。）について、家事事件手続法第28条第2項の規定により、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者であること
- (2) 成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市（町村）長が認めた者

（補足）

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市（町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。



## 第7節 神戸市における現状と課題

### 7-1 現状

資料：「令和4年度 第1回 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門 分科会（令和4年8月31日）」、「令和5年度 第1回 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門 分科会（令和5年9月1日）」

神戸市における成年後見制度の利用状況等は次の通りである。

#### 1. 神戸市における成年後見制度等の利用状況

成年後見制度の利用件数は、令和2年度末の実績は72件で、過去一番多かったが、政令指定都市の中で14位という平均よりも下の状況である。

##### ①成年後見支援センター相談件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
来所等	1,383	1,261	1,284	1,244	1,242	1,105	1,287	1,423
専門相談	83	91	112	125	98	93	81	89

##### ②市区町村長申立件数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
成年後見関係 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）						
全国	35,737	36,594	35,959	37,235	39,809	39,719
神戸家庭管内（兵庫県）	1,759	1,766	1,749	1,951	2,106	2,235
市区町村長申立件数						
全国	7,037	7,705	7,837	8,822	9,186	9,229
神戸家庭管内（兵庫県）	263	277	237	269	285	284
神戸市長申立件数	61	60	63	72	47	66

③成年後見制度利用支援事業

		申立費用助成		後見報酬助成		合計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
R1 年 度	認知症	市町申立	6	33,572	39	6,880,891	45	6,914,463
		本人・親族申立	—	—	94	19,779,904	94	19,779,904
		計	6	33,572	133	26,660,795	139	26,694,367
	知的・精神	市町申立	0	0	18	3,255,026	18	3,255,026
		本人・親族申立	—	—	73	14,604,903	73	14,604,903
		計	0	0	91	17,859,929	91	17,859,929
R1年度合計		6	33,572	224	44,520,724	230	44,554,296	
R2 年 度	認知症	市町申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	—	—	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・精神	市町申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	—	—	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	48,732,017
R2年度合計		3	67,868	261	48,895,533	264	48,963,401	
R3 年 度	認知症	市町申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	—	—	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市町申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	—	—	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
R3年度合計		4	19,279	325	64,691,870	329	64,711,149	
R4 年 度	認知症	市町申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	—	—	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・精神	市町申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	—	—	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
R4年度合計		1	5,690	451	89,363,479	452	89,369,169	

④日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4.6
利用者数	624	618	589	570	582

出典：「令和4年度 第1回 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会」資料

⑤成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成24年に東灘区で開始後、北神区を除く9区で実施中。

【相談件数】

区（開設時期）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東灘（H24.9）	13	19	12	13	19	26	18	16	7	10	23
灘区（H30.4）	—						18	6	3	5	8
中央（H27.4）	—			8	3	3	5	5	1	1	1
兵庫（H29.2）	—					13	10	6	3	7	8
北区（H29.10）	—					7	25	14	7	11	15
長田（H26.7）	—	6	9	7	7	9	12	2	2	6	
須磨（H30.7）	—						7	5	3	1	8
垂水（H25.9）	—	11	18	23	14	31	19	24	17	20	26
西区（H25.6）	—	10	18	10	12	6	12	10	4	10	28
合計	13	40	54	63	55	93	123	98	47	67	123

※西区は岩岡出張所開催分（7件）を含む（R4.9より開催。出張所での開催は初の取り組み。）

⑥他都市の市長申し立て・市民後見人養成の状況（R2年度末）

	市長申立 件数				政令市順位 (対人口比)	市民後見人養成	
	申立件数	高齢	障害	登録者数		受任実績	
神戸	72	59	13	14	92	92	
札幌	55	38	17	19	117	24	
仙台	22	19	3	20	5	23	
さいたま	65	57	8	13	22	6	
千葉	59	46	13	8	106	12	
横浜	178	157	21	15	66	79	
川崎	84	80	4	12	41	35	
相模原	44	37	7	9	44	22	
新潟	81	70	11	2	0	0	
静岡	45	39	6	7	13	1	
浜松	46	40	6	10	0	0	
名古屋	81	65	16	17	107	59	
京都	105	94	11	6	79	67	
大阪	274	237	37	4	286	272	
堺	46	41	5	11	59	38	
岡山	118	86	32	1	0	0	
広島	87	76	11	5	34	1	
北九州	32	24	8	18	36	2	
福岡	62	58	4	16	0	0	
熊本	75	68	7	3	9	3	

出典：「令和4年度 第1回 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会」資料



## 2. 市民後見人候補者の養成状況

市民後見人候補者の養成状況は次の通りである。

### (1) これまでの取り組み

神戸市では平成23年度から第1期の養成研修を実施。現在、176名が研修を修了し、88名が候補者名簿に登録されている。

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和5年4月1日時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第1期	平成23年度	39名	6名
第2期	平成24年度	27名	8名
第3期	平成25～26年度	24名	9名
第4期	平成27年度	27名	19名
第5期	平成28年度	30名	19名
第6期	平成30年度	10名	9名
第7期	令和3年度	12名	12名
第8期	令和4年度	7名	6名
	合計	176名	88名

### (2) 受任状況

市民後見人の受任対象案件は、

- ①多額の資産や負債がない
  - ②親族間の紛争や権利侵害がない
  - ③居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方  
といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行っているながら活動中（令和5年7月末時点：24件が受任活動中）

### (3) 第9期市民後見人養成研修

- 事前説明会 令和5年3月3日（金）24名参加、4日（土）30名参加
- 養成研修 基礎研修 令和5年6月1日～6月29日（5回）11名参加  
実務研修 令和5年9月7日～10月5日（5回）

### 【参考】市民後見人選任審判

選任審判件数累計（令和5年3月末時点）：102件（うち24件が受任活動中）  
新規選任件数：令和3年度1件、令和4年度10件

### 3. 神戸市成年後見支援センターの現状等

#### (1) 神戸市成年後見支援センターの現状

神戸市成年後見支援センターの現状及び今後の取り組みは次の通りである。

求められる機能	これまでの取り組み	現状と今後の取り組み
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見センターの開催 (年1回(定員200名))</li> <li>○制度活用パンフレットの配布</li> <li>○出前トークへの参加(R3年度:7回)</li> <li>○成年後見制度の利用手続き相談室の開催(R3年度:67回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域レベルの広報 区民向けセミナーの開催など ⇒区社協事業との連携を検討中</li> <li>○生活圏域レベルの広報 地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど ⇒広報ツールを検討中</li> <li>○銀行協定に基づく広報物の配架 支店におけるパンフレットの配架・配布 ⇒みなと銀行で実施中</li> </ul>
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般相談 月曜から金曜 9:00~17:00 (R3年度:1,287件)</li> <li>○専門職相談 弁護士・司法書士・社会福祉士 第1~第4火曜 13:00~16:30 (R3年度:81件)</li> <li>○成年後見制度の利用手続き相談室の開催【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別相談会の実施 出張説明会の場に相談員を派遣し相談会を実施 ⇒兵庫区役所・須磨区役所の研修で実施</li> <li>○アウトリーチ相談の実施 相談員が現場に赴くアウトリーチ相談をモデル的に実施を検討</li> <li>○銀行との連携強化 連携協定を強化し、銀行窓口からセンターへの取次ぎを推進</li> </ul>
制度の促進 (マッチング 後見人 の育成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見判定部会 市長申立予定者について、専門職又は市民後見人を候補者とするための判断を行う。(R3年度:11回/59件)</li> <li>○市民後見受任調整会議 市民後見人候補者と本人との事前面会、実際の後見活動を想定した上で、マッチングを行う。(R3年度:3回/3件)</li> <li>○市民後見人の養成(H23年度~) R4.7時点で92名が登録(受任実績:95件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民後見人の担い手育成 市民後見人養成研修を引き続き開催 ⇒第8期研修を実施中</li> <li>○市民後見人受任ルート of 整理 市長申立や日常生活自立支援事業からの移行案件などを整理し市民後見人へとつなげるためのガイドラインを作成中</li> </ul>
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見監督 市民後見人の後見監督人として市社協が選任。事務報告書の作成など、市民後見人を全面的に支援。 (R3年度:相談対応2,152件)</li> <li>○市民後見人研修 登録された市民後見人候補者を対象とした研修を実施し、制度に関する知識の取得や事例の研究等を通じて、資質向上を図る。(R3年度:1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人スタッフ向け研修会の開催 後見受任活動を展開するNPO法人スタッフ向けの研修会を実施 ⇒市内のNPO法人等の情報把握を実施中</li> </ul>

出典:「令和4年度 第1回 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会」資料

## (2) 「権利擁護・成年後見制度」利用支援に関するアンケート結果

資料：「権利擁護・成年後見制度」利用支援に関するアンケート 2021 結果(令和 4 年 1 月)

神戸市成年後見支援センターが実施主体となって、地域において権利擁護業務を担っている地域包括支援センター・障害者相談支援センターを対象に、支援の現状や困りごとについてアンケート調査が行われた、その結果を次に示す。

### 調査概要

調査期間 令和 3 年 9 月 1 日 (水) ～ 30 日 (木)  
調査対象 神戸市内 地域包括支援センター (あんしんすこやかセンター) 76 ヶ所、  
障害者相談支援センター 19 ヶ所 計 95 ヶ所  
調査方法 Google フォームを用いた WEB アンケート  
実施主体：社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 神戸市成年後見支援センター  
回答数 地域包括支援センター 61 ヶ所 (80%)  
障害者相談支援センター 18 ヶ所 (95%) 計 79 ヶ所 (83%)

### 調査結果

#### 一成年後見制度の利用支援について-

#### ①令和 2 年度における成年後見制度利用支援件数

全く支援のない事業所 5 ヶ所、 不明 1 ヶ所、  
何らかの形で成年後見制度に関する支援を行っている 73 ヶ所。  
取扱件数は 1 ～ 12 件までが 58 ヶ所 (73%)

#### ②利用支援における課題

「制度につなぐまでの支援に手間や時間がかかる」 63 ヶ所 (約 80%)  
「申立てや報酬など費用負担が大きい」 45 ヶ所 (約 57%)  
「本人、家族に制度利用の必要性が理解されない」 34 ヶ所 (約 43%)  
「申立て人がいない」 33 ヶ所 (約 42%)

#### ③利用支援における課題について

- ・ 申立費用を本人財産から支出できないため、申立が進まないケースが多い。
- ・ 本人・家族に制度の必要性が理解されないことが多い。必要性を感じていない利用者に対する働きかけが難しい。
- ・ 市長申立はハードルが高い (相談しても申立てに至らない、というイメージあり)。
- ・ 職員が制度理解に乏しく詳細説明に対応できないため、研修してほしい。
- ・ 実際の手続の流れがわかるような、職員向けの業務マニュアルが欲しい。
- ・ 「本人情報シート」については、神戸市ではあんしんすこやかセンターは現状書けない状況。
- ・ 実際に困ってからではなく、「困る前から」気軽に相談できるような窓口が必要。
- ・ 申立書作成にあたって、ケアマネやあんしんすこやかセンターに「協力要請」という形ではなく、当然のように診断書の取得や住民票の取得を求め



てくる専門職が多い。

・専門職後見人の働き・質にばらつきがある。苦情窓口のような相談窓口がほしい。

・申立から審判までの間に死亡するケースが実際、複数ある。

・任意後見制度から監督人選任申立への切り替え時期があいまい。

④成年後見制度につながらなかったケースがつながるために、関係機関（神戸市、専門職団体、成年後見支援センター等）からどのようなサポートがあるとよいか

「本人・家族への専門職による直接的支援」 53ヶ所

「手続の簡素化」 52ヶ所

「費用負担の軽減」 50ヶ所

「必要時、タイムリーに専門職等へ相談できる体制」 39ヶ所

⑤前項の回答の中で最も必要と思われるもの

「手続の簡素化」 23ヶ所

「本人・家族への専門職等への直接的支援」 21ヶ所

「費用負担の軽減」 17ヶ所、

⑥成年後見制度を利用する以外で、権利擁護のためのどのような制度や仕組みが有効か

「成年後見制度につながるまでの金銭管理支援制度(制度までのつなぎ支援)」  
58ヶ所

「公的な身元保証サービス」 47ヶ所

**－成年後見制度の周知について－**

⑦成年後見制度の住民への周知は進んでいると思うか

「制度の周知は、あまり進んでいない」 56ヶ所（70%）

⑧住民への制度周知のために何が効果的か

「身近な場所での相談機会の充実」 49ヶ所

「行政と一体となった全市的な広報」 39ヶ所

「わかりやすいツール（紙芝居や寸劇など）を用いた広報」

（その他抜粋）

・SNSを利用した広報やテレビなどのメディア媒体の活用、学校など教育現場での広報

・駅のパネル広報などで、まずは制度があることから知ってもらう。

・「成年後見」はわかりにくいいため、別の名称に。

・ホームページに活用事例を掲載するなどわかりやすい工夫が必要。

・神戸モデルの認知症診断の案内にチラシを同封。

**－神戸市成年後見支援センターについて－**

⑨令和2年度における神戸市成年後見支援センターの利用について

「電話・来所相談を利用した」 95ヶ所中の28ヶ所（29%）

「利用していない」 38ヶ所（40%）

※ニーズを抱えつつも神戸市成年後見支援センターを利用しない事業所が多い。

⑩「利用していない」理由

「神戸市成年後見支援センターに相談するような内容がなかった」

「相談できる専門職がいる」

「制度説明だけでなく、具体的に踏み込んだ支援が必要」

「相談しても期待している成果が得られない」

「望むような解答がない」

(その他抜粋)

- ・法テラスや過去に連携した支援者に直接連絡している。
- ・急ぐケースが多く、直接サポート団体や区に相談している。
- ・後見候補者を具体的に紹介する等、もっと具体的で踏み込んだ支援が必要  
(制度説明だけなら、あんしんすこやかセンターで対応可能である)
- ・敷居が高く、相談しづらい。

⑪神戸市成年後見支援センターに対する要望

直接的支援として神戸市成年後見支援センターに同行訪問などのアウトリーチ機能を求める声が多い。

相談時だけの対応でなく、その後の候補者検討や専門職へのつなぎ支援をしてほしい。

制度利用につながるまで継続的にかかわってほしい。

神戸市成年後見支援センターの職員体制が脆弱であり、体制強化が必要。各区にあれば機能しやすい。

(抜粋)

- ・直接的支援(同行訪問)が必要な場面が多い。
- ・直接的支援について、今は依頼できるイメージがない。
- ・情報提供だけでなく、申立支援まで継続して関わってほしい。
- ・他市では同行支援があり、本人申立の際の支援や後見人が決まるまでの生活のつなぎ支援を一緒に動いてもらっていた。神戸は違うんだと感じた。
- ・オレンジチームのように、成年後見制度についても一緒に関わって支援するチームがほしい。
- ・後見制度は、面談・訪問を希望する方が多いが、区役所まで行けない状態の方も多。訪問での相談対応がほしい。
- ・神戸市成年後見支援センターとして大きな役割を果たすには、スタッフの数・力量の均衡が必要。安定したサービス供給のためには神戸市成年後見支援センターの体制強化が必要。
- ・神戸市成年後見支援センターはフットワークが軽いと思わないため、専門職に直接相談し、同行訪問してもらっている。
- ・神戸市成年後見支援センターが各区にあれば相談しやすい。
- ・神戸市成年後見支援センターの存在意義や必要性がわからない。
- ・「福祉サービス利用援助事業」の利用者がさらに判断能力低下(後見レベル)した時に、成年後見制度へのつなぎをスムーズにしてほしい。

## 7-2 課題の整理

### 1. 神戸市における成年後見制度等の利用状況について

(一部、神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会の意見を抜粋)

①市長申し立て件数が、政令指定都市中 14 番目（令和 2 年度）とかなり低い件数となっている。

- ・手続きの簡素化が必要である。(主に市長申し立ての着手から完了までの流れで、区で支援が必要な方を把握した場合、くらし支援課に要求を上げ、その後、成年後見センターで弁護士、医師、福祉関係の方を交えて判定部会を行う。問題なしとなれば裁判所に申し立てを行うので、一定の時間がかかっている。)
- ・費用負担の軽減が必要である。
- ・令和 3 年度の 47 件の実績については、区役所からの相談自体は 70 件近くあった。相談自体は多かったが、準備の段階、もしくは申し立てをする前の段階でお亡くなりになった方(12名)が非常に多かったのが 1 つ原因として考えられる。また、申し立て取下げの方もいた。(手続きの簡素化が必要)

②市長申し立ての件数が全国的に見ても低い。

- ・専門職団体の感触として、選任事案はそれほど推薦依頼が減っているように感じない。困難事案の案件が多いので、原因を調査し目詰まりを解くことが、全国と比べて低い原因の解決につながるのではないかと。
- ・市町長申し立て件数が少ないのは、神戸市だけではなく、兵庫県全体の傾向ということが分かっているが、原因が何かは分かっていない。

### 2. 意思決定支援について

(一部、神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会の意見を抜粋)

①意思決定支援のサポーター養成が必要である。

- ・令和 4 年 4 月から第 2 期成年後見利用促進基本計画がスタートし、意思決定支援ということが非常に強調されてきている。市民後見人の養成研修においても、基礎研修の最終日のカリキュラムの中で意思決定支援を含めている。将来的には、意思決定支援のサポーターのような役割の養成が必要になる。その取組への市の支援が必要である。

### 3. 地域連携ネットワークについて

(一部、神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会の意見を抜粋)

①地域連携ネットワークが神戸市においてどういった者が次図のネットワークに入るのかよくわからない。

- ・既存のネットワークとして、成年後見支援センター、安心サポートセンターも含めて現在も行われているが、そのうちどの部分がネットワークというのかが明確ではない。成年後見に係るネットワークを定義していく必要がある。
- ・協議会は、例えば安心サポート委員会や成年後見専門分科会、関係団体の情報交換会などがあるが、それぞれの会議にはそれぞれの性格があり、参加者・

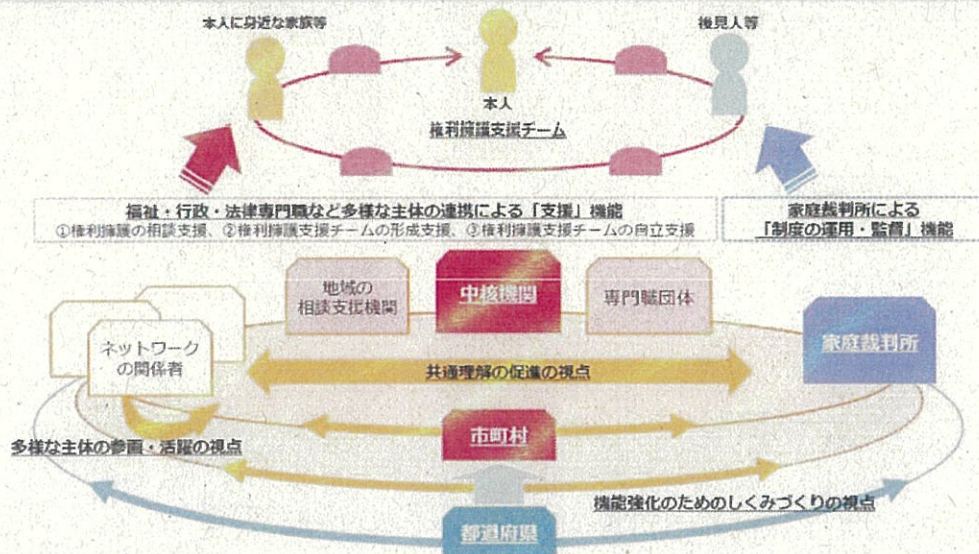


団体に過不足があり、全てを網羅した協議会を作っていく必要がある。

- ・中核機関である社会福祉協議会（以下「社協」とする。）が、いわゆる司令塔機能のような役割を担っていくというときに、全ての情報がそこに来るといいう体制が必要である。

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



出典：「令和4年度 第1回 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会」資料

#### ②神戸市成年後見支援センターについて

- ・成年後見制度の広報啓発活動の強化・充実が必要である。（アンケート結果で、住民への周知について「より住民に身近な場所での相談機関の拡充」、「行政と一体となった全市的な広報」の回答が多くあった。）
- ・本人・家族へ、専門職による直接的な支援が必要である。（直接的支援として神戸市成年後見支援センターに同行訪問などのアウトリーチ機能を求める声が多い。また、神戸市成年後見支援センターがもつ相談機能以上の、同行訪問等のアウトリーチ機能が現場では求められている。）
- ・後見制度の使いづらさや、専門職にしか着手できない部分（非弁行為・非司行為）に対する神戸市成年後見支援センターの業務の限界がみられる。
- ・利用支援の必要なケースには、財産管理、身上保護など緊急的ニーズが高いことが多いのに制度につながるまでの時間がかかり過ぎる。
- ・神戸市成年後見支援センターの体制強化が必要である。その方策の一つとして各区にセンターの設置を検討する必要がある。
- ・安心サポートセンターの利用者がさらに判断能力が低下（後見レベル）した時に、成年後見制度へのつなぎをスムーズにできるようにする必要がある。



(社協内で、日常生活自立支援事業と成年後見支援センターとの連携を図る体制づくりが必要である。日常生活自立支援事業は社協の独自事業、成年後見支援センターは社協への委託事業。社協が「法人後見」活動を行うことも検討してはどうか)

### ③ 日常生活自立支援事業との関係

- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行が望まれている。日常生活自立支援事業の利用者が後見制度を必要になった時には、成年後見支援センターに市民後見人の活用も含めてスムーズにシフトしていく体制をつくる必要がある。
- ・NPO団体について、法人後見の場合は裁判所が管理するが、日常生活自立支援事業の場合は、裁判所等の管理はない。市が管理監督していくような仕組みが必要である。なお、社会福祉協議会の場合は、帳簿類含めて管理ができることが前提に、市から補助などが出ている。

### ④ 中核機関について

- ・成年後見センター（社会福祉協議会）が中核機関になったことがあまり浸透していない。中核機関というのが何なのかというのが抽象的で分かりにくい。例えば裁判所との連携のあり方や、あんしんすこやかセンターや相談支援の事業者等との連携のあり方を検討する必要がある。
- ・現状では、連携のあり方を具体的に示せない部分がある。普段から連携はある程度取れているが、それがルール・仕組みとしてフロー図やネットワーク図、連絡網というようなものが整備されているわけではない。現在の緩やかなネットワークのほうが機能するかもしれないし、仕組みとしてかためてしまうと、逆に動きにくいという可能性もある。

### ⑤ あんしんすこやかセンター等との協力・連携について

- ・神戸市は広域であるので、中核機関単独ではなく、あんしんすこやかセンターや障害者支援センターとの連携が必要である。
- ・あんしんすこやかセンターでは、最近困難な相談や複雑化した相談が増加している。(例えば、弁護士や区役所に相談もするが、支援につなぐまでは一緒に銀行に行くなど、そういう支援も行っている。)
- ・神戸市成年後見支援センターとあんしんすこやかセンター等とのスムーズな連携と速やかに支援につなげる方法を検討する必要がある。(事例として、区役所に市長申立てをお願いしても、家族がいるのであれば、まずは家族へ連絡を取ってくれと戻されることが多く、結局、家族ともなかなか連絡が取れず、市長申し立てが遅くなり、結局賃貸住宅を退去しないといけなくなったということが現実問題起こっている。)
- ・利用支援の必要なケースを制度につなごうとする場合には、支援現場では一定の知識以上の専門的対応が求められているので、職員の研修が必要である。

また、実際の手続の流れがわかるような、職員向けの業務マニュアルが必要である。

- ・認知症状の早い段階で、相談できる仕組みを作っていく必要がある。
- ・職員が抱える案件について、職員が気軽に弁護士相談ができる仕組みが必要である。

#### ⑥市・区役所の役割について

- ・手続の簡素化、時間の短縮化を進める必要がある。(市長申し立てについて、区役所に相談があった場合は、状況次第では、本庁のくらし支援課と相談しながら検討するが、区役所単独で判断をしている件数も非常に多い。弁護士会や司法書士協会と区役所で連携をして市長申し立てを検討するといった仕組みも検討する必要がある。)
- ・相談のしやすさや手続の簡素化・時間の短縮化の方策として、成年後見制度の行政手続きのワンストップ化を行う必要がある。
- ・神戸市は広域であるので、成年後見支援センター1箇所のみではなく、区レベルでセンターが行っている業務を行い、今のセンターはそれを統括するような仕組みにすることを考えていく必要がある。
- ・費用負担の軽減策の一つとして、成年後見制度につながるまでの金銭管理支援制度(制度までのつなぎ支援)の検討が必要である。
- ・公的な身元保証サービスを求める声があり、それについて検討する必要がある。
- ・成年後見制度の広報啓発活動の強化・充実が必要である。神戸モデルの認知症診断の案内に「成年後見制度」の案内も盛り込むなど広報に力を入れる。(神戸市成年後見支援センターのアンケートで「制度の周知は、あまり進んでいない」(70%))



### 7-3 意思決定支援の強化・充実について

意思決定支援において問題となっているのは大きく別けると、先ず第1は認知症の症状の初期段階（軽度～中等度）における対応の準備不足によって、のちに起こる問題。第2は症状が重症化（中等度～重度）して本人の意思決定が難しくなってしまった段階で、本人にとって最適な選択を第3者（客観的に）が進めていく場合の決定手法や決定判断の難しさが問題となっている。認知症の経過と支援の流れに沿って、意思決定支援方策の強化・充実について検討する。

認知症の経過と意思決定支援の流れ

	軽度	中等度	重度	最重度
	日常生活は自立して過ごせる。見守りなどが必要となってくる。家の外のことに支障が出てくる。	誰かの見守りがあれば生活は自立できる。介助が必要となってくる。室内でもできないことがある。	日常生活に手助け・介護が必要になる。常時介護が必要。自分のことができなくなってくる。	常に介護が必要になる。介護なしで生活することができない。ほぼ寝たきりの状態。
本人の様子・状態など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じことを何度も聞いたり、話したりする。</li> <li>・置き場所がわからず、探し回る。</li> <li>・買い物に必要なものを必要なだけ買うことができなくなる。</li> <li>・食事の段取り、家計の管理などに支障をきたす。</li> <li>・慣れた事をするにも時間がかかる</li> <li>・会話に「あれ」「それ」などの指示語が増える</li> <li>・怒りっぽくなることもある</li> <li>・約束や予定を忘れることがある</li> <li>・買い物や事務、金銭管理、服薬管理にミスがみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節にあった服を選ぶことができなくなる。</li> <li>・着替え、入浴、トイレなどがうまくできなくなることもある</li> <li>・外出先から一人で戻れなくなることもある。</li> <li>・時間や場所がわからなくなることが増えてくる。</li> <li>・今日の日付が分からなくなる</li> <li>・料理の手順が分からず、作れなくなる</li> <li>・電化製品の操作に迷う</li> <li>・ものを盗られたとの妄想が出やすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・服を着る順番がわからなくなる。</li> <li>・食べ物でないものでも口に入れる。</li> <li>・歩行が不安定になり、転倒なども増えてくる。</li> <li>・トイレの場所がわからず失敗することが増えてくる。</li> <li>・食事や入浴など一人でできず介助が必要になる。</li> <li>・家族のことがわからなくなってくる。</li> <li>・ひとりで買い物ができなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉によるコミュニケーションが難しくなる。</li> <li>・歩くことが困難となり、ほぼ寝たきりの状態となる。</li> <li>・表情が乏しくなり、刺激に対する反応が鈍くなる。</li> <li>・物事への関心が少なくなる</li> <li>・家のトイレでも迷うことがある</li> <li>・着替え、入浴、身の回りのことの全面介助が必要になる</li> </ul>
生活・対応ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽い運動をしたり、栄養バランスのとれた食事を取ったりするなど、規則正しい生活を心がけましょう。</li> <li>・ご本人が不安な気持ちでいることを理解して、対応しましょう。</li> <li>・日常生活で、目で見えてわかるメモを残すなどの工夫をしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できることも沢山あります。できることはなるべく自分でやってみましょう。</li> <li>・できないことは介護サービスなどをうまく利用しましょう。</li> <li>・地域活動などに参加し、周囲の人と関わり合いを持つことも大切です。</li> <li>・できることは本人に任せ、できないことを手助しましょう</li> <li>・否定はしないようにしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャーやかかりつけ医に相談しながら、適切な医療・介護サービスを利用しましょう。</li> <li>・今後の暮らしや金銭管理についても、早いうちに家族で話し合っておきましょう。</li> <li>・なぜそのような行動をするのか、根本原因を考えて対応してみましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や介護ヘルパーなどの手助けを受けながら、生活を送ることができます。</li> <li>・在宅又は施設など、今後の住まいについて検証しましょう。</li> </ul>
	日常生活自立支援事業		成年後見人制度	

注) 表は、神戸市、豊中市、板橋区の認知症ケアパス資料をもとに加工作成



## 1. 認知症初期段階の意思決定支援の対応について

認知症の症状が悪化して本人による意思決定が困難になってしまい、もっと早くから対応準備をしていれば良かったと思える案件が散見されている。

成年後見制度が必要な時に利用しようとしても本人の意思決定が得にくい状況や、成年後見制度に抵抗感があったり、利用手続きに時間や費用がかかるなどのことから利用までに至らないケースが多く見られる。

そのため、認知症の軽い段階から検討し、日常生活自立支援事業から成年後見制度へスムーズに移行できる状態をつくっておくことが理想的である。意思決定支援策が、抵抗感なく手続等が利用しやすい制度とするための検討を次に示す。

### ①市・区役所

- ・成年後見制度の行政手続きのワンストップ化を進めるための体制の整備を検討する。また、手続の簡素化、時間の短縮化を図るため、市長申し立てについて、弁護士会や司法書士協会と区役所で連携をして、区役所が市長申し立ての判断できる仕組みを検討する。
- ・神戸市は広域であるので、成年後見支援センター1箇所のみではなく、区レベルでもセンターが行っている業務を行い、現センターはそれを統括するような仕組みにすることを検討する。
- ・費用負担の軽減策の一つとして、成年後見制度につながるまでの金銭管理支援制度（制度までのつなぎ支援）を検討する。
- ・公的な身元保証サービスを求める声があり、その制度設計について検討する。
- ・認知症ケアパス、日常生活自立支援事業、成年後見制度の広報啓発活動の強化・充実を図っていく。
- ・グループホーム利用の抵抗感をなくすため、お試しショートステイを行う。介護サービスを利用していない人や、介護サービス利用者でショートステイ回数が超えても利用したい人を対象に、利用を特別に許可したり、利用料の補助を検討する。

### ②神戸市成年後見支援センター（神戸市社会福祉協議会）

#### ★日常生活自立支援事業契約 → 成年後見制度契約への流れをつくるための機能強化

- ・成年後見制度推進の方法として、最初から成年後見制度を始めるよりも、まずは日常生活自立支援事業から始め、成年後見制度へ移行する方が、成年後見制度利用に抵抗感が少ない傾向がある。そのため、日常生活自立支援事業の利用の推進を進める。また、日常生活自立支援事業の利用者が、判断能力が低下（後見レベル）した時に、成年後見制度へのつなぎをスムーズにできるようにする体制整備を進める。社協内で、日常生活自立支援事業と成年後見支援センターとの連携を図る体制づくりを図る。（日常生活自立支援事業は

社協の独自事業であり、成年後見支援センターは社協への委託事業であることから調整を行う。)

★神戸市社会福祉協議会の法人後見制度への業務拡大

- ・社協の業務拡大として、法人成年後見人の業務を検討する。そのためには、専門職の人材確保が必要である。

★弁護士等の専門職の雇用

- ・後見制度の使いづらさや、専門職にしか着手できない部分（非弁行為・非司行為）に対する神戸市成年後見支援センターの業務の限界がみられることや、利用支援のケースには、財産管理、身上保護について緊急的ニーズが高いことが多いのに制度につながるまでの時間がかかり過ぎるなどのことから、弁護士等の専門職の雇用を検討する。人材の確保を進める。

★アウトリーチの機能強化

- ・相談機能の充実として、支援現場に職員が出向くアウトリーチの実施に取り組む。まずはモデル事業として、職員が支援現場に出向いてアウトリーチの実績を積み、各事業所（あんすこ等）や現場の声をくみ取りながら、最終的には全市を対象に徐々にアウトリーチ機能を高めていく。そのための人員確保、人材の育成や体制強化を図っていく。

③ あんしんすこやかセンター

- ・「認知症機能検診・精密検査」→「認知症と診断」→「介護認定」→「介護プランの作成」の流れの中で、認知症ケアパスの説明と作成を行い『意思決定支援』について説明と本人意向をしっかりと聞いておく必要がある。そのためには、あんしんすこやかセンター及び認知症地域支援推進員による介護プラン作成に合わせて認知症ケアパスの周知、普及を進め、意思決定等権利擁護への意識の向上を図っていく。あんしんすこやかセンター及び、認知症地域支援推進員の技能向上のための研修の強化を進める。
- ・神戸市成年後見支援センターとあんしんすこやかセンターとのスムーズな連携と速やかに支援につなげることができる体制づくりを進める。
- ・利用支援の必要なケースを制度につなごうとする場合に、支援現場では一定の知識以上の専門的対応が求められている。職員の現場技能の研修の強化を進める。
- ・認知症の症状の早い段階で、相談できる仕組みや体制を作っていく。
- ・職員が抱える案件について、職員が気軽に弁護士相談ができる体制を強化する。

## 2. 認知症中等度から重度段階の意思決定支援の対応について

認知症の症状が中等度から重度段階の時、介護者が同居していれば介護サービスを受けながらさほど問題なく安全に地域（自宅）で生活が出来ても、独り住まいでは周りの人への影響も含め独り住まいが難しい状況となってくる場合がある。

独り住まいが難しくなってきた場合に、グループホーム等の入所を検討するに至った時、最重度症状の人に入所を促す判断基準や仕組みはあるものの、中等度から重度段階の症状の人への明確な手続きの仕組みは確立されていない。そのため、対応の遅れから事故につながってしまうなど問題も発生している。この段階における意思決定支援について検討を行う。

成年後見人制度を利用していれば、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」によれば、グループホーム等の入所決定（契約）は後見人の判断で可能であるが、成年後見人制度の利用がなければ適応はできない。

### 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

(2020年(令和2年)10月30日、意思決定支援ワーキング・グループ)

(略)

#### 第2 基本的な考え方

(略)

#### 4. 後見人等として意思決定支援を行う局面

後見人等による意思決定支援は、あくまで後見事務の一環として行われるものである以上、後見人等が直接関与して意思決定支援を行うことが求められる場面は、原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面に限られる。

本人の特性を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるが、一般的な例としては、①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合、②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合などが挙げられる。

成年後見人制度を利用していない認知症の方が意思表示を十分にできない場合、いかに支援をしていくのかについて、厚生労働省は、「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドライン」や「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」で、次のように示している。

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

(平成 30 年 6 月厚生労働省)

(略)

Ⅲ. 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

(略)

3 チームによる早期からの継続的支援

- 本人が自ら意思決定できる早期（認知症の軽度）の段階で、今後、本人の生活がどのようになっていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である。
- 意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制（以下、「意思決定支援チーム」という）が必要である。
- 特に、本人の意思決定能力に疑義があったり、本人の意思決定能力向上・支援方法に困難がある場合は、意思決定支援チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う。
- 意思決定支援にあたっては、特に、日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人から情報を収集し、本人を理解し、支援していくことが重要である。また、地域近隣で本人の見守りをしている方など、日頃から本人とつながりがある方と関わることも重要である。
- 意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。
- 本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度、記録を残しておくことが必要である。

「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドライン」は認知症の方が意思表示を十分にできない場合、最終判断は意思決定支援チームで決めるとしているが、それ以上の明確な基準は提示されていない。

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」

(平成 29 年 3 月厚生労働省)

意思決定支援の基本原則

- ①本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ②職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する姿勢が求められる。
- ③本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まり本人の行動に関する記録やこれまでの生活史、人間関係等の様々



な情報を把握し、根拠を明確にしながら、本人の意思および選考を推定する。  
④本人の意思の推定が困難な場合には、最期的手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断する。

障害者のガイドラインにおいても、最終の意思決定は関係者の協議で決めるとしている。

関係者による認知症の方のグループホーム等への入所を決める方法は、どのガイドラインにおいても意思決定支援チームや協議会など関係者が集まったの会議（以下「関係者会議」と称す）で決定するとしている。

この関係者会議では、認知症の最重度症状の方への決定はさほど問題なく入所決定が出来ると思われるが、認知症の中等度から重度症状の方については、判断（次ページの※1参照）が分かれるところであるため、入所決定に至るまでには時間を要してしまう問題がある。

そこで、独り住まいが「出来る」「出来ない」のファクター（要素）を加味した判断基準を明確に設けて、早期に入所判断の是非が出来る仕組みを作っていく必要があると考える。

●関係者会議にて審議する判断基準を作成し、明文化する。

○チェックシートの作成

- ・チェック項目の抽出
- ・チェック項目のランク付け

※各種ガイドラインやアセスメントシート等を参考に作成していく。

○決定手順をマニュアル化する。

○最終決定（判断）者を設定する。

注） この基準づくりの提案の目的は、本人に代わって関係者がグループホーム等への入所判断を迷わず、戸惑わず決定できる目安となるようなルール（基準や手続き等）づくりを提案するものです。

認知症（中等度～重度段階）の独り住まい高齢者の方に、おしなべてグループホーム等の入所を進めるためのものではありません。

また、このルールの基準に適合したすべての認知症（中等度～重度段階）の独り住まい高齢者の方に入所を強要するものでもありません。

この基準により、グループホーム等への入所が早急にできることにより、独り住まいにより起こる可能性のあるアクシデントや事故が少しでも減少すれば良いという思いから定めることを提案するものです。

必要な時に必要な人に適切に使えるルールを準備しようとするものであり、ケース・バイ・ケースで利用されることを想定しています。

【参考資料】

※1：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項
	I～IIは略		
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、訪問指導や、夜間の利用も含めた在宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
III a	日中を中心として、上記IIIの状態が見られる。	着替え・食事・排泄が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等。	
III b	夜間を中心として、上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や問題行動或いは重篤な身体疾患（意思疎通が全くできない寝たきり状態）が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や、精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。	ランクI～IVと判定されていた高齢者が、精神病院や痴呆専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。